

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日より会社A（以下「会社」という。）においてバス運転手として勤務していたところ、不規則、長時間労働を命じられ、更に同年〇月〇日解雇予告通知を受けたことにより、精神障害を発病したとして、監督署長に対し休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務に起因することが明らかな疾病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

そこで、当審査会が審査官の上記却下決定の経緯について審査したところ、請求人は、本件請求と同旨の理由により、平成〇年〇月〇日、監督署長に療養補償給付の請求をなし、これに対し、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をなしたことから、請求人は、この処分を不服として、審査官に対する審査請求及び当審査会に対し再審査請求をしたが、それぞれ、棄却する決定をしていることが認められる。

なお、当審査会は、平成〇年〇月〇日付け裁決（以下「前裁決」という。）により療養補償給付の請求につき棄却している。

(2) ところで、本件請求を審理した審査官は、本件審査請求の趣旨は前回審査請求と同一のものと解し、一事不再理の理由により不適法であるとし却下したが、本件審査請求の内容は前回の審査請求とは異なり休業補償給付に係るものであると判断されるので、当審査会は、本件再審査請求を適法なものと認め、本件の審理をするものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、今般、業務上の事由により精神障害を発病したとしてすでに不支給の決定がされた療養補償給付と同一の理由により休業補償給付の請求をするものであるが、休業補償給付支給請求書裏面を見ると新たな主張は認められない。また、新たな証拠として提出された判決文も一部分しか提出されないため、立証趣旨が不明であり、新たな証拠として評価できない。

したがって、請求人に発病した精神障害について業務上の事由によるものと認められないとした前裁決の判断を変える理由がない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。